

組合加入のご案内



相双地区電気工事協同組合

〒975-0033 福島県南相馬市原町区高見町二丁目7番地
電話：0244-22-1951 FAX：0244-22-1952



相双地区電気工事協同組合は、戦後まもない混乱期の昭和22年7月に任意組合として発足し、昭和34年の法人化を経て、組合組織の強化並びに、組合員の経営基盤の安定化を図り、電気工事業界の発展を目指し各種事業に取り組んでまいりました。

21世紀を迎え、高度情報化社会の流れは急激に進んでおり、さらに少子・高齢化社会や地球環境問題が大きくクローズアップされる昨今、社会構造の大きな転換期に伴い、国民の生活様式や経済活動も一段と高度・多様化が進み、より安全性・利便性・快適性を求めるものとなっております。それに対応する設備や技術も、より高度で多様なものへと変化しており、これらに対応する設備の新しい需要が急激に進んでおります。

このような中で、新たな時代の要請に的確に応えるため、私ども組合員一同は、技術力と創造力に、なお一層の向上をはかり、技術集団としての力量を遺憾なく発揮し、地域社会に貢献して参る所存であります。

貴社におかれましては、当組合事業にご賛同いただき、加入のご検討をいただきますようご案内申し上げます。

◆ご加入できる方

当組合管内（相馬郡新地町・相馬市・南相馬市・双葉郡）で電気工事登録をしておられる中小電気工事業者の方ならば、どなたでも当組合に加入出来ます。当協同組合に加入すると、同時に福島県電気工事工業組合に加入する事になります。

※ 詳細につきましては、当組合事務局までご連絡下さい。

◆組合加入メリット

組合に加入することで得られるメリットを下記にご紹介いたします。

◇各種の情報の的確なお知らせ

組合員の事業や経営に役立つ様々な情報をいち早く皆様にお届けします。

- 全日電工連機関誌を定期的に配布して各種役立つ最新情報の提供を行っております。
- 各種資格試験、講習会情報等を適時提供します。
- 法規の改正・官公庁の連絡事項、東北電力(株)からの情報などの情報提供、説明会等を開催いたします。
- 電気工事業の登録・届出の各種手続きを代行します。

◇各種講習会により皆様の技術向上に貢献いたします。

電気工事業関係の各種講習会等に参加でき組合員の技術力向上を支援します。

- 安全・技術・資格取得・新技術・新商品などに関する講習・研修
- 点検業務を行うための点検技術員認定講習
- 高圧ケーブル講習
- 保護具・防護具の耐圧検査、及び測定器の校正試験
- 東北電力(株)配電工事指定のための講習会
- 提案型技術営業研修会
- 安全管理、健康管理等の講習会

◇加入組合員（同業他社）との情報交換、コミュニケーションが広がります。

- 研修旅行、新年会、ゴルフ大会等の親睦交流
- 地域（支部）活動、後継者育成の一環としての青年部活動

◇各種資材、物品の共同購入、斡旋、及び委託販売をしています。

- 引込線工事用資材、その他工事用資材、各種図書、マニュアル等の斡旋販売

◇スケールメリットを生かした有利な福利厚生制度がご利用できます。

- **第三者損害賠償制度 ※**
工事にトラブルはつきもの、作業中あるいは作業完了後に発生した事故により第三者の身体や財産に損害を与えた場合の独自の補償制度です。全国組織である組合のスケールメリットを生かした格安の賠償制度です。
- **業務災害補償制度 ※**
業務災害補償制度は近年、組合員の皆様を取り巻くリスクが増大する中、万一の労災事故に対するリスクを排除し、より経営を安定させたいというニーズに対応する全国組織である組合ならではの充実した内容の補償制度です。
- **組立保険制度 ※**
組合員の皆様の資材・工事物件を守る保険です。年間一括申込で全ての対象工事を補償します。公共工事のみの補償プランも用意しています。

※『全日電工連 認定損害保険制度 のご紹介』を、ご参照ください。
- **グループ共済制度**
全国組織のスケールメリットを生かした低掛金で有利な共済制度です。福島県独自のプランも要しております。
- **弔慰金・見舞金制度**
組合員の代表者が万一の場合や事務所が罹災にあった場合などに弔慰金・見舞金をお支払いする補償制度です。
- **オートリース制度**
オリックス自動車との提携による自動車リース制度で、全国組織のスケールメリットを生かし、リース料に還元し、車両導入コストの軽減を可能にしたお得な自動車リースです。
- **国民年金基金**
国民年金基金制度は、国民年金加入者が国民年金の上乗せ給付を目的として加入する制度です。
- **各種保険団体扱い**
自動車保険、生命保険、火災保険などの各種保険に、スケールメリットを生かして、団体扱いにて割安に加入することができます。

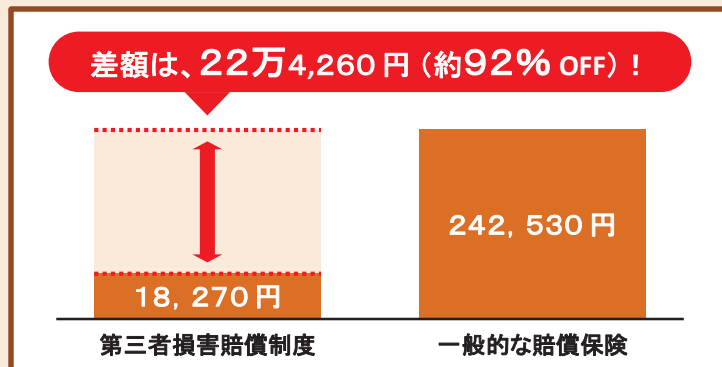
全日電工連 認定損害保険制度のご紹介

(第三者損害賠償制度・組立保険制度・業務災害補償制度)

認定損害保険制度は、全日電工連が提供する組合員の皆さまのための福利厚生制度です。ご加入いただいている多くの組合員様の規模を活かした、**メリットのある保険料**をご紹介します。

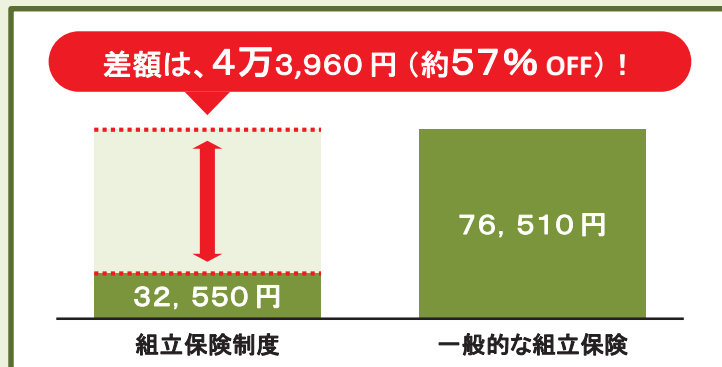
《第三者損害賠償制度》 年間売上高 3,000万円の場合 (保険条件は、裏面をご確認ください)

	保険料
第三者損害賠償制度	18,270円
損保ジャパンの一般的な賠償保険※1	242,530円
差額	▲224,260円



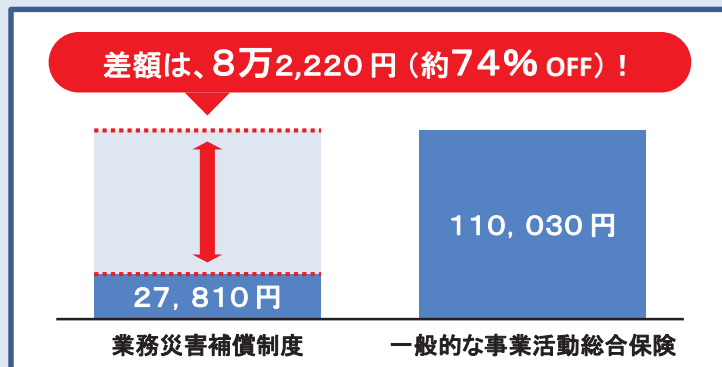
《組立保険制度》 年間完成工事高 3,000万円の場合 (保険条件は、裏面をご確認ください)

	保険料(加入費)
組立保険制度	32,550円※4
損保ジャパンの一般的な組立保険※2	76,510円
差額	▲43,960円



《業務災害補償制度》 年間売上高 3,000万円の場合 (保険条件は、裏面をご確認ください)

	保険料(加入費)
業務災害補償制度	27,810円※5
損保ジャパンの一般的な事業活動総合保険※3	110,030円
差額	▲82,220円



- ◇ 保険条件、保険料は2024年4月1日時点のものです。保険条件は、裏面をご確認ください。
- ◇ 「全日電工連 認定損害保険制度」は、全日本電気工事業工業組合連合会の会員である各都道府県電気工事(業)工業組合に所属する組合員さまにご加入いただけます。
- ◇ このチラシは、賠償責任保険・組立保険・事業活動総合保険の概要を説明したものです。詳細に関してはパンフレットをご覧ください、東芝保険サービスまでお問い合わせください。
- ◇ 「一般的な賠償保険」、「一般的な組立保険」、「一般的な事業活動総合保険」の補償内容は各認定損害保険制度と同水準となっていますが、認定損害保険制度は、全日電工連オリジナルのため、完全に同一とはなっていません。ご不明な点は東芝保険サービスまでご連絡ください。

《第三者損害賠償制度 保険条件》

表面の保険料は、下記条件で算出したものです。

第三者損害賠償制度		損保ジャパンの一般的な賠償保険	
年間売上高	3000万円	年間売上高	3000万円
対人賠償保険金額	1億円	対人賠償保険金額	1億円
対物賠償保険金額	1億円	対物賠償保険金額	1億円
自己負担額なし		自己負担額なし	
・請負業者特約		・請負業者特約	
・生産物特約		・生産物特約	
・受託者特約 ※6		・データの損壊担保	
・修理・加工危険担保			
	・基本プラン「ZA③-0」		・被害者対応費用
	・賠償責任保険特約書		・事故対応特別費用
	・被害者対応費用		・作業対象物担保
	・事故対応特別費用		・支給材物損壊担保
	・作業対象物担保		・交差責任担保 (BOTH-WAY)
	・交差責任担保 ※7		・リース・レンタル財物損壊担保

- ◇ 「損保ジャパンの一般的な賠償保険」は、第三者損害賠償制度と同水準の補償内容で設定していますが、第三者損害賠償制度は、全日電工連オリジナルの制度であるため、完全に同一とはなっていません。ご不明な点は東芝保険サービスまでご連絡ください。
- ◇ 第三者損害賠償制度：賠償責任保険普通保険約款、賠償責任保険追加条項、請負業者特約条項、生産物特約条項、受託者特約条項等セット

《組立保険制度 保険条件》

表面の保険料は、下記条件で算出したものです。

組立保険制度		損保ジャパンの一般的な組立保険	
年間完成工事高	3,000万円	年間完成工事高	3,000万円
基本コース		(ビル付帯設備	1,000万円
支給材料なし		構内電気配線	1,000万円)
	・特別費用担保特約	平均工期：1か月	
	・被保険者に関する特約条項 (1)	支給材料なし	
	・テロ危険等不担保特約		・特別費用担保特約
	・荷卸危険担保特約		・被保険者に関する特約条項 (1)
	・残存物の解体および取片付費用担保特約 (保険金額の10%)		・テロ危険等不担保特約
	・復旧費担保特約		・荷卸危険担保特約
			・残存物の解体および取片付費用担保特約 (保険金額の10%)

- ◇ 「損保ジャパンの一般的な組立保険」は、組立保険制度と同水準の補償内容で設定していますが、組立保険制度は、全日電工連オリジナルの制度であるため、完全に同一とはなっていません。ご不明な点は東芝保険サービスまでご連絡ください。
- ◇ 組立保険制度：組立保険

《業務災害補償制度 保険条件》

表面の保険料は、下記条件で算出したものです。

業務災害補償制度		損保ジャパンの一般的な事業活動総合保険	
年間売上高	3,000万円	年間売上高	3,000万円
充実プラン (J J)	3口	死亡保険金	1,500万円
死亡保険金	1,500万円	後遺障害保険金	14級まで
後遺障害保険金	14級まで	入金保険金 (日額)	7,500円
入金保険金 (日額)	7,500円	通院保険金 (日額)	3,000円
通院保険金 (日額)	3,000円	使用者賠償保険金	3億円
使用者賠償保険金	3億円		
	・使用者賠償責任補償特約		・使用者賠償責任補償特約
	・天災危険補償特約		・天災危険補償特約
	・脳・心疾患等補償特約		・脳・心疾患等補償特約
	・入院補償保険金および手術補償保険金支払日数延長特約 (1,000日)		・入院補償保険金および手術補償保険金支払日数延長特約 (1,000日)

- ◇ 「損保ジャパンの一般的な事業活動総合保険」は、業務災害補償制度と同水準の補償内容で設定していますが、業務災害補償制度は、全日電工連オリジナルの制度であるため、完全に同一とはなっていません。ご不明な点は東芝保険サービスまでご連絡ください。
- ◇ 業務災害補償制度：事業活動総合保険

- ※1 「損保ジャパンの一般的な賠償保険」は、請負業者賠償責任保険 (請負業者特約) および生産物賠償責任保険 (生産物特約) を指します。
- ※2 「損保ジャパンの一般的な組立保険」は、組立保険 総括契約を指します。
- ※3 「損保ジャパンの一般的な事業活動総合保険」は、事業活動総合保険「ビジネスマスター・プラス 傷害プラン」を指します。
- ※4 組立保険制度の年間加入費には、運営費が含まれています。保険料が28,000円、運営費が4,550円となります。
- ※5 業務災害補償制度の年間加入費には、運営費が含まれています。保険料が25,170円、運営費が2,640円となります。
- ※6 第三者損害賠償制度では、支給材物は受託者賠償特約で補償してします。
- ※7 第三者損害賠償制度では、制度専用の賠償責任保険特約書にて、交差責任を補償しています。

取扱幹事代理店

東芝保険サービス株式会社
総合営業部 営業企画グループ
〒212-8585 神奈川県川崎市幸区
堀川町72-34 ラゾーナ川崎東芝ビル2階
Tel.080-050-02141 (通話無料)
受付時間/平日 午前9時～午後5時
(弊社指定休業日を除きます。)

取扱代理店

株式会社全日電工連総合サービス
〒105-0014 東京都港区芝2-9-11
全日電工連会館1F
Tel.03-5232-5867
受付時間/平日 午前9時～午後5時

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社
企業営業第四部 営業開発課
〒103-8255 東京都中央区日本橋
2-2-10
Tel.03-3231-3379
受付時間/平日 午前9時～午後5時

◆組合加入申請関係書類

No. 1	加入申込書		指定様式
No. 2	誓約書		指定様式
No. 3	反社会的勢力排除誓約書		指定様式
No. 4	履歴書	写真2枚（履歴書に貼付のほか1枚）	指定様式
No. 5	代表者証明書	個人の場合は、本人の住民票抄本 法人の場合は、登記事項証明書	原本
No. 6	電気工事業者証明	(1) 登録業者の場合 ①電気工事業登録証 (2) みなし業者の場合 ①建設業許可証 ②電気工事業届出通知書	写し
No. 7	主任電気工事士免状	電気工事士免状の写し	写し
No. 8	事業概要調書		指定様式
No. 9	営業所位置図		指定様式
No. 10	県工組出資引受書		指定様式

2024年5月17日改正

◆出資金、加入手数料等

出資金	100,000円以上	加入承認後30日以内
加入手数料	100,000円	
県工組出資金	10,000円	

2024年5月17日改正

◆ご不明な点は組合事務局までお問い合わせください。

相 双 地 区 電 気 工 事 協 同 組 合
電話：0244-22-1951 FAX：0244-22-1952

加 入 規 約

(総 則)

第1条 定款第9条の規定により、本組合に加入を希望する者は、本規約の定めるところによる。

(加入の資格)

第2条 本組合に新たに加入しようとする者は、定款第8条に該当するほか、次の各号に適合するものとする。

- (1) 過去に組合員で除名になった者でその除名の理由となった原因事実が解消している者
- (2) 加入申込前に員外者として組合の活動を妨害していたようなことがない者
- (3) 風評、行為等が著しく悪評で加入をすれば組合の内部秩序や事業活動を乱すおそれがあると認められない者
- (4) 加入により、組合の信用が著しく低下するおそれがない者

(加入の申込)

第3条 加入申込者は、次に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 加入申込書
 - (2) 誓約書
 - (3) 代表者の履歴書（写真添付）
 - (4) 電気工事業者登録証写または建設業許可証写及びみなし登録電気工事業者届出受理通知書写
 - (5) 法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票抄本
 - (6) 事業概要調書
 - (7) 営業所位置図
 - (8) 主任技術者の電気工事士免状写
 - (9) その他、必要と認めた書類
- 2 相続、承継及び組織変更により加入する者は前項2号の推薦状を省略することができる。

(審 査)

第4条 加入審査は、理事会において加入の諾否を決し、その旨を文書により通知する。

- 2 必要あるときは、予備審査を担当委員会で行うこととする。

(出資金及び加入手数料)

第5条 加入承認を得たものは、定款第10条により引受けようとする出資の全額及び加入手数料の払込みを承認日の属する月の翌月末日までに完了しなければならない。組合員権利は、その払込完了を以って発生するものとする。ただし、相続、承継及び組織変更により加入する者はこの限りでない。

2 払込金の額次のおりとする。

(1) 出 資 金 100,000円以上

(2) 加入手数料 100,000円

3 理事会が認める時は、加入手数料の払込を分割することができる。

(賦課金)

第6条 賦課金は、加入承認の月より納入しなければならない。

(県工組加入の取扱い)

第7条 本規約により加入した組合員は、同時に福島県電気工事工業組合の組合員となる。

附 則

平成21年1月22日制定

この規約は平成21年4月1日から施行する。

令和2年5月21日一部改正

令和6年5月17日一部改正（令和6年4月1日加入者から適用する）